

◎職員の高齢者部分休業に関する条例

制 定 令 5. 3. 29 条例3

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの所定の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、管理者が定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後であって管理者が定める日とする。

(承認の取消し等)

第3条 管理者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間を短縮することができる。

(高齢者部分休業中の給料の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号)第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1日又は1時間につき、同条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(退職手当の取扱い)

第5条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例(昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号)第7条第1項から第4項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年淀川右岸水防事務組合条例第3号)第5条」とする。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。